

指定管理者の指定について

下記のとおり霧島市立医師会医療センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

霧島市長 前田 終 止

記

- 1 対象施設名 霧島市立医師会医療センター
- 2 指定管理者 霧島市隼人町内山田一丁目6番62号  
公益社団法人 始良地区医師会
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成38年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

## 【指定議案説明資料】

### 1 霧島市立医師会医療センターの概要

- ① 施設名 霧島市立医師会医療センター
- ② 位置 霧島市隼人町松永3320番地
- ③ 病床数 一般病床 250床、感染症病床 4床

### 2 指定管理者の概要

#### ① 団体の名称、代表者及び所在

名称 公益社団法人 始良地区医師会  
代表者 会長 佐藤 昭人  
所在 霧島市隼人町内山田一丁目 6 番62号

#### ② 組織

設立 昭和22年度  
認可年月日 昭和22年11月 1 日  
設立目的 日本医師会及び鹿児島県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進すること  
正会員 315人

### 3 指定管理の方法等

#### ① 指定管理の方法 直接指定

#### ② 直接指定をする理由

霧島市立医師会医療センターは、始良・伊佐保健医療圏域の中核病院として、救急医療や地域医療を行う役割を有しているところであり、平成18年4月から始良地区医師会を指定管理者として管理運営されている。引き続き同医師会を指定管理者に指定することにより、これまで蓄積した管理・運営技術や専門的スキルなどの経営資源を活用し、効果的かつ効率的に管理運営ができるため。

なお、指定の期間については、「医療」という特殊で専門性が極めて高いサービスの提供であることや中長期的視点立った安定的健全経営の確保を図る必要があることから、10年とする。